令和4年度

介護保険指定事業者講習会



目次

1. 知多北部広域連合の業務体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
2. 各種届出に関する手続きについて	
A 指定内容の変更に関わる届出 ······	P 4
B 加算に関わる届出 ······	P16
C 宿泊サービス事業の届出 ······	P28
D 訪問介護の回数が多いケアプランの届出 ····・・	P29
3. 事故発生時の報告の取扱い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P31
4. 運営推進会議・自己評価及び外部評価について ・・・・・・・	P34
5. 事業所の指定等に関する手続きについて	
A 事業所の新規指定 ······	P36
B 事業所の指定更新 ······	P39
C 事業所の廃止、休止及び再開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P40
6. 指導監査について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P41
7. 「居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼届出書」	
作成の留意点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P48
8. 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給・・・	P53
9. 軽度者に係る福祉用具貸与費の算定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P60
10. 短期入所サービスを利用する日数が認定期間の	
おおむね半数を超える利用に係る事前協議 ・・・・・・・・・・	P65
11. ケアプラン点検結果報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P68

1. 知多北部広域連合の業務体制



1 所在地及び受付・問合せ先

知多北部広域連合 事業課

所 在 地: 〒476-0003

愛知県東海市荒尾町西廻間2-1 東海市しあわせ村内

受付時間:平日8時30分から17時15分まで(12時から13時までを除く)

*窓口相談を希望される方、書類を提出される方は事前にご連絡ください。

係	電話番号	業務内容							
ो र्स	メールアドレス	未伤内台							
	2 052-689-2261	・被保険者の資格管理(住所地特例、							
 資格管理係	1 032-009-2201	被保険者証、送付先変更等)							
具俗目生体	مرابع المالية والمالية والمالية والمالية والمالية	・介護保険料							
	⊠ sikaku@chitahokubu.or.jp	・給付制限							
	2 052−689−2262	・要介護、要支援認定申請							
認定係		・介護認定審査会							
	⊠ nintei@chitahokubu.or.jp	・負担割合証							
		・事業所の指定及び指導							
	2 052-689-2263	・事故報告							
 給付係		・負担限度額							
		・住宅改修、福祉用具購入							
	⊠ kyuufu@chitahokubu.or.jp	・居宅介護(予防)サービス計画作成							
		依頼届出							

★FAX番号:052-689-2265

※土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までは送付しないでください。

2 指定サービス種別

地域密着型サービス

- ◆ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ◆ 夜間対応型訪問介護
- ◆ 地域密着型通所介護
- ◆ (介護予防)認知症対応型通所介護
- ◆ (介護予防)小規模多機能型居宅介護
- ◆ (介護予防)認知症対応型共同生活介護
- ◆ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ◆ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ◆ 看護小規模多機能型居宅介護

居宅介護支援、介護予防支援

介護予防・日常生活支援総合事業

- ◆ 介護予防訪問介護相当サービス
- ◆ 訪問型サービスA
- ◆ 介護予防通所介護相当サービス
- ◆ 通所型サービスA
- ※ 上記以外のサービスに関しては、愛知県へお問い合わせください。

サービス種別	受付・相談窓口	連絡先
居宅サービス等	尾張福祉相談センター 地域福祉課 〒460-0001名古屋市中区三の丸2-6-1愛知県三の丸庁舎7階	2 052−961−1423
施設サービス	高齢福祉課 〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 愛知県庁舎2階	2 052−954−6289

2. 各種届出に関する手続きについて

A. 指定内容の変更に関わる届出

指定内容に変更があった場合、変更があった日から10日以内に 知多北部広域連合へ届け出る必要があります。 電子メール or 郵送で届出書類の提出をお願いします。

1 届出が必要になる変更事項及び提出書類

変更届書類一覧(P7~15)に記載されている項目をご覧ください。

- ※事前協議が必要な変更は、届出の提出前に事前承認が必要です。
- ※代表者・管理者の住所、食費や娯楽費、光熱水費等の料金に変更が 生じた際も届出は必要になります。
- ※重要事項説明書のみの変更は届出の必要はありません。



運営規程の表記について

令和3年度から運営規程の「従業者の職種、員数及び職務の内容」について、

人員基準を満たす範囲で<u>「〇人以上」</u>と記載することが認められました。

(基準が人数で定められている場合は員数を、常勤換算数で定められている場合は 常勤換算数を記載してください。)

また、<u>常勤、非常勤、専従、兼務</u>の別は記載せずともよいとされました。

※実人員の表記から「○人以上」の表記に変更する場合、変更届の提出が必要です。

≪記載例≫以下、いずれの記載でも可能です。

生活相談員	1人以上(常勤換算)
	3人以上(常勤換算) <mark>(人員基準を満たす範囲で記載可能)</mark>
	常勤兼務1人、非常勤専従2人 <mark>(従来通りの記載でも可能)</mark>
介護職員	5人(常勤兼務2人、非常勤専従3人)
	2人以上(常勤換算)
	常勤換算2人以上(最大定員18名利用時)



2 従業員の変更に係る届出の「6月特例」

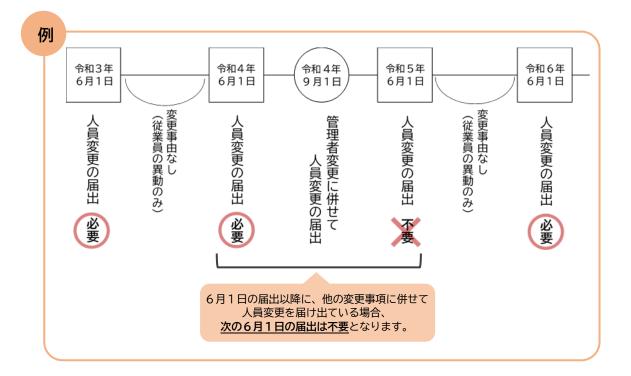
従業員の採用、退職等の異動は頻繁にあると考えられるため、以下の条件に該当する場合は、その都度届け出るのではなく、

毎年6月1日時点の内容を6月末までに届け出ることとするものです。

※従業員の入れ替えがあったものの、運営規程の変更がない場合は届出が不要となります。

≪特例の条件≫

- ①加算算定のための体制に影響ないこと
- ②・管理者(住所変更含む)
 - · 介護支援専門員
 - · 計画作成担当者
 - ・サービス提供責任者 に当たる者が変更していないこと



3 書類作成のポイント

- ◆ 「地域密着型通所介護」と「介護予防通所介護相当サービス」の 両方の指定を受けている場合、付表等の様式が異なりますので、 それぞれ変更届を作成し提出する必要があります。
- ◆ 付表や勤務表、運営規程、重要事項説明書等の記載内容が一致 するようにしてください。
- ◆ 勤務表の「兼務等の状況」について、兼務する全ての職種を 記載してください。
- ◆ 勤務表の「常勤換算後の人数」について、従業者ごとに換算した後、 小数点第2位以下は切り捨ててユニットごとに合計してください。
- ◆ 運営規程の変更歴が分かるように最終ページの附則に 変更年月日及び改訂した旨を記載してください。

(例:この規程は、令和5年3月1日から施行する。)

| | 人員基準の自主点検を!

「〇人以上」の表記や「6月特例」の取扱いにより、変更届の提出機会が少なくなります。 人員欠如を満たさない等の不正請求を防ぐためにも、 より一層、各種基準の理解を深め、基準適合について 自主点検を行い、従業員の員数を適切に管理してください。

変更届出 提出資料一覧(居宅介護支援)

			業者 法人)		事業所				人員			営	利	専	通
		名称・所在地・代表者		名称	所	メ電	住管		介護支援	暖専門員		業日、	用料金	用区画	常の害
		・所在地・代表	番号・FAX番	称	在地	ー ルアドレス 話番号・FAX番号	所含む)理者に関する変更	増員・増減	減員	兼務状況	氏名	営業時間	並	脚	実施地域
事	事前相談 (変更日までに事前資料の提出と変更承認が必要です)			要	要							要	要	要	要
前提	利用者への通知文等、案内方法がわかるもの			0	0							0	0		
出資	料金算出根拠資料												0		
料	事業所(施設)の平面図(参考様式 2) ※専用区画変更の場合は変更前も添付				0									0	
	変更届出書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申請書付表			0	0	0	0	0	0	0		0		0	0
	土地・建物に係る権利関係を明らかに することができる書類の写し(法人が所有する場合) 賃貸借契約書の写し(賃貸借契約による場合)				0										
	直近の登記事項証明書の写し	0													
提出	勤務一覧表(変更日から4週間分)(参考様式1)						0%4	0	0	0		0			
資	主任介護支援専門員の(更新)研修修了証の写し※1						0%4								
料	介護支援専門員証の写し※1						0%4	0			0				
	介護支援専門員の氏名及びその登録番号(参考様式6)※2						0%4	0	0						
	運営規程及び新旧対照表	Δ	Δ	0	0	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ		0	0		0
	重要事項説明書及び新旧対照表	Δ	Δ	0	0	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ		0	0		0
	その他知多北部広域連合が必要と認めるもの ※3	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ

届出書の控え(コピー)は必ず事務所で保管してください。

【アイコン説明】

〇・・・必ず提出が必要な書類

△・・・変更がある場合に必要となる書類

- ※1 姓が変わっている場合は、戸籍抄本等の確認書類を添付。
- ※2 事業所に配属されている全ての介護支援専門員について記載してください。
- ※3 該当事業者へ個別に案内します。
- ※4 管理者の住所変更の場合、提出不要です。

変更届出 提出資料一覧(地域密着型通所介護)

			業者		事業所				人員			サ営	利	専	利	通
		名称・所在地・代表者	電話番号・FAX番号	名称	所在地	メールアドレス電話番号・FAX番号	(住所含む) 管理者に関する変更	生活相談員の変更※1	看護職員の変更※1	介護職員の変更※1	機能訓練指導員の変更※1	― ビス提供時間 業日・営業時間	用料金	用区画	用定員	常の実施地域
事前	事前相談 (変更日までに事前資料の提出と変更承認が必要です)			要	要							要	要	要	要	要
提	利用者への通知文等、案内方法がわかるもの			0	0							0	0			
出資	料金算出根拠資料												0			
料	事業所(施設)の平面図(参考様式2) ※専用区画変更の場合は変更前も添付				0									0	0	
	変更届出書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申請書付表			0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0
	土地・建物に係る権利関係を明らかに することができる書類の写し (法人が所有する場合) 賃貸借契約書の写し (賃貸借契約による場合)				0											
	直近の登記事項証明書の写し	0														
提出	勤務一覧表(変更日から4週間分)(参考様式1)						0%6	0	0	0	0	0			0	
資	生活相談員として認められる資格証の写し※2※3							0								
料	看護師・准看護師資格証の写し※2								0							
	機能訓練指導員として認められる資格証の写し※2※4										0					
	運営規程及び新旧対照表	Δ	Δ	0	0	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	0	0		0	0
	重要事項説明書及び新旧対照表	Δ	Δ	0	0	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	0	0		0	0
	その他知多北部広域連合が必要と認めるもの ※5	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ

届出書の控え(コピー)は必ず事務所で保管してください。

【アイコン説明】

〇・・・必ず提出が必要な書類

△・・・変更がある場合に必要となる書類

- ※1 6月特例措置あり
- ※2 姓が変わっている場合は、戸籍抄本等の確認書類を添付。
- ※3 ①~⑥のいずれかの資格証(又は終了証)の写し ※新たに就任する方のみ提出
 - ①社会福祉主事任用資格
 - ②社会福祉士
 - ③精神保健福祉士
 - ④介護福祉士
 - ⑤介護支援専門員
 - ⑥保育士
- ※4 ①~②のいずれかの資格証(又は終了証)の写し ※新たに就任する方のみ提出
 - ①理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師若しくはあん摩マッサージ師の資格
 - ②はり師若しくはきゅう師の資格※①の資格を持つ機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務した経験を有することがわかるものも添付
- ※5 該当事業者へ個別に案内します。
- % 6 管理者の住所変更の場合、提出不要です。

変更届出 提出資料一覧((介護予防)認知症対応型通所介護)

		(事業者 運営法人	.)		事業所			人	員		サ営	利	専	利	通
		名称・所在地	代表者	電話番号・FAX番号	名称	所在地	メールアドレス電話番号・FAX番号	(住所含む)管理者に関する変更	生活相談員の変更※1	介護職員・看護職員の変更※1	機能訓練指導員の変更※1	— ビス提供時間業日、営業時間	用料金	用区画	用定員	常の実施地域
事前	事前相談 (変更日までに事前資料の提出と変更承認が必要です)				要	要						要	要	要	要	要
提	利用者への通知文等、案内方法がわかるもの				0	0						0	0			
出資	料金算出根拠資料												0			
料	事業所(施設)の平面図(参考様式2) ※専用区画変更の場合は変更前も添付					0								0	0	
	変更届出書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申請書付表				0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0
	土地・建物に係る権利関係を明らかに することができる書類の写し(法人が所有する場合) 賃貸借契約書の写し(賃貸借契約による場合)					0										
	直近の登記事項証明書の写し	0	0													
提	勤務一覧表(変更日から4週間分)(参考様式1)							0%6	0	0	0	0			0	
出	認知症対応型サービス事業開設者研修 修了証の写し※2		0													
資料	生活相談員として認められる資格証の写し※2※3								0							
	看護師・准看護師資格証の写し※2									0						
	機能訓練指導員として認められる資格証の写し※2※4										0					
	運営規程及び新旧対照表	Δ	Δ	Δ	0	0	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	0	0		0	0
	重要事項説明書及び新旧対照表	Δ	Δ	Δ	0	0	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	0	0		0	0
	その他知多北部広域連合が必要と認めるもの ※5	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ

届出書の控え(コピー)は必ず事務所で保管してください。

【アイコン説明】

〇・・・必ず提出が必要な書類

 \triangle ・・・変更がある場合に必要となる書類

- ※1 6月特例措置あり
- ※2 姓が変わっている場合は、戸籍抄本等の確認書類を添付。
- %3 ① \sim ⑥のいずれかの資格証(又は終了証)の写し ※新たに就任する方のみ提出
 - ①社会福祉主事任用資格
 - ②社会福祉士
 - ③精神保健福祉士
 - ④介護福祉士
 - ⑤介護支援専門員
 - ⑥保育士
- ※4 ①~②のいずれかの資格証(又は終了証)の写し ※新たに就任する方のみ提出
 - ①理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師若しくはあん摩マッサージ師の資格
 - ②はり師若しくはきゅう師の資格※①の資格を持つ機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務した経験を有することがわかるものも添付
- ※5 該当事業者へ個別に案内します。
- ※6 管理者の住所変更の場合、提出不要です。

変更届出 提出資料一覧((介護予防)) 小規模多機能型居宅介護)

		(事業者 運営法人	.)		事業所			人員		利	専	利	通	協
		名称・所在地	代表者	電話番号・FAX番号	名称	所在地	メールアドレス電話番号・FAX番号	(住所含む) 管理者に関する変更	(看護職員含む)の変更※1	介護支援専門員の変更	用料金	用区画	用定員・登録定員	常の実施地域	力医療機関の変更
事	事前相談 (変更日までに事前資料の提出と変更承認が必要です)				要	要					要	要	要	要	
前提	利用者への通知文等、案内方法がわかるもの				0	0					0				
出資	料金算出根拠資料										0				
料	事業所(施設)の平面図(参考様式2) ※専用区面変更の場合は変更前も添付					0						0	0		
	変更届出書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申請書付表				0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
	土地・建物に係る権利関係を明らかに することができる書類の写し (法人)所有する場合) 資質信製労働の写し (資質性契約による場合)					0									
	直近の登記事項証明書の写し	0	0												
	勤務一覧表(変更日から4週間分)(参考様式1)							0%5	0	0			0		
	認知症対応型サービス事業開設者研修 修了証の写し※2		0												
	認知症対応型サービス事業管理者研修 修了証の写し※2							0%5							
提	3年以上認知症高齢者の介護に従事したことが分かるもの (経歴書等)							0%5							
出資	看護師・准看護師資格証の写し※2								0						
料	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 修了証の写し※2									0					
	介護支援専門員の資格証(修了証)の写し※2									0					
	介護支援専門員の氏名及びその登録番号(参考様式6)※3									0					
	居室面積等一覧表(参考様式7)					0						Δ			
	運営規程及び新旧対照表	Δ	Δ	Δ	0	0	Δ	Δ	Δ	Δ	0		0	0	Δ
	重要事項説明書及び新旧対照表	Δ	Δ	Δ	0	0	Δ	Δ	Δ	Δ	0		0	0	Δ
	協定書、連携契約書の写し														0
	その他知多北部広域連合が必要と認めるもの※4	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ

届出書の控え(コピー)は必ず事務所で保管してください。

【アイコン説明】

〇・・・必ず提出が必要な書類

 $\triangle \cdot \cdot \cdot$ 変更がある場合に必要となる書類

- ※1 6月特例措置あり
- ※2 姓が変わっている場合は、戸籍抄本等の確認書類を添付してください。
- ※3 事業所に配属されている全ての介護支援専門員について記載してください。
- ※4 該当事業者へ個別に案内します。
- ※5 管理者の住所変更の場合、提出不要です。

変更届出 提出資料一覧((介護予防)認知症対応型共同生活介護)

			事業者 (運営法人	.)		事業所			人員		利	専	利	그	協
		名称・所在地	代表者	電話番号・FAX番号	名称	所在地	メールアドレス電話番号・FAX番号	(住所含む)管理者に関する変更	計画作成担当者の変更	介護従業者の変更※1	用料金	用区画	用定員	ニット数	力医療機関の変更
事	事前相談 (変更日までに事前資料の提出と変更承認が必要です)				要	要					要	要	要	要	
前提	利用者への通知文等、案内方法がわかるもの				0	0					0				
出資	料金算出根拠資料										0				
料料	事業所(施設)の平面図(参考様式 2) ※専用区画変更の場合は変更前も添付					0						0	0	0	
	変更届出書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申請書付表				0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
	土地・建物に係る権利関係を明らかに することができる書類の写し(法人が所有する場合) 賃貸借契約書の写し(賃貸借契約による場合)					0									
	直近の登記事項証明書の写し	0	0												
	勤務一覧表(変更日から4週間分)(参考様式1)							0%5	0	0			0	0%6	
	認知症対応型サービス事業開設者研修 修了証の写し※2		0												
+111	認知症対応型サービス事業管理者研修 修了証の写し※2							0%5							
提出	3年以上認知症高齢者の介護に従事したことが分かるもの (経歴書等)							0%5							
資料	実践者研修又は基礎課程の修了証の写し※2								0						
	介護支援専門員の資格証(修了証)の写し※2 ※資格をもっている場合のみ								0						
	介護支援専門員の氏名及びその登録番号(参考様式6)※3								0						
	居室面積等一覧表(参考様式7)					0						Δ		0	
	運営規程及び新旧対照表	Δ	Δ	Δ	0	0	Δ	Δ	Δ	Δ	0		0	0	Δ
	重要事項説明書及び新旧対照表	Δ	Δ	Δ	0	0	Δ	Δ	Δ	Δ	0		0	0	Δ
	協定書、連携契約書の写し														0
	その他知多北部広域連合が必要と認めるもの ※4	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ

届出書の控え(コピー)は必ず事務所で保管してください。

【アイコン説明】

〇・・・必ず提出が必要な書類

△・・・変更がある場合に必要となる書類

- ※1 6月特例措置あり
- ※2 姓が変わっている場合は、戸籍抄本等の確認書類を添付してください。
- ※3 事業所に配属されている全ての介護支援専門員について記載してください。
- ※4 該当事業者へ個別に案内します。
- ※5 管理者の住所変更の場合、提出不要です。
- ※6 ユニット数を増やすことによって新たに就任する管理者、計画作成担当者、介護従事者がいる場合、それぞれ認められる資格証(修了証) の写しを添付してください。

変更届出 提出資料一覧(地域密着型特定施設入居者生活介護)

			業者		事業所				人員			利	専	利	協
		名称・所在地・代表者	電話番号・FAX番号	名称	所在地	メールアドレス電話番号・FAX番号	(住所含む)管理者に関する変更	計画作成担当者の変更	生活相談員の変更※1	介護職員・看護職員の変更※1	機能訓練指導員の変更※1	用料金	用区画	用定員	力医療機関の変更
事前	事前相談 (変更日までに事前資料の提出と変更承認が必要です)			要	要							要	要	要	
提	利用者への通知文等、案内方法がわかるもの			0	0							0			
出資	料金算出根拠資料											0			
料	事業所(施設)の平面図(参考様式2) ※専用区画変更の場合は変更前も添付				0								0	0	
	変更届出書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申請書付表			0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0
	土地・建物に係る権利関係を明らかに することができる書類の写し(法人が所有する場合) 賃貸借契約書の写し(賃貸借契約による場合)				0										
	直近の登記事項証明書の写し	0													
	勤務一覧表(変更日から4週間分)(参考様式1)						0%7	0	0	0	0			0	
	生活相談員として認められる資格証の写し※2※3								0						
提	看護師・准看護師資格証の写し※2									0					
出書	機能訓練指導員として認められる資格証の写し※2※4										0				
類	介護支援専門員の資格証(修了証)の写し※2 ※資格をもっている場合のみ							0							
	介護支援専門員の氏名及びその登録番号(参考様式6)※5							0							
	居室面積等一覧表(参考様式 7)				0								Δ		
	運営規程及び新旧対照表	Δ	Δ	0	0	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	0		0	Δ
	重要事項説明書及び新旧対照表	Δ	Δ	0	0	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	0		0	Δ
	協定書、連携契約書の写し														0
	その他知多北部広域連合が必要と認めるもの ※6	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ

届出書の控え(コピー)は必ず事務所で保管してください。

【アイコン説明】

○・・・必ず提出が必要な書類

△・・・変更がある場合に必要となる書類

- ※1 6月特例措置あり
- ※2 姓が変わっている場合は、戸籍抄本等の確認書類を添付。
- ※3 ①~⑥のいずれかの資格証(又は終了証)の写し ※新たに就任する方のみ提出
 - ①社会福祉主事任用資格
 - ②社会福祉士
 - ③精神保健福祉士
 - ④介護福祉士
 - ⑤介護支援専門員
 - ⑥保育士
- ※4 ①~②のいずれかの資格証(又は終了証)の写し ※新たに就任する方のみ提出
 - ①理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師若しくはあん摩マッサージ師の資格
 - ②はり師若しくはきゅう師の資格※①の資格を持つ機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務した経験を有することがわかるものも添付
- ※5 事業所に配属されている全ての介護支援専門員について記載してください。
- ※6 該当事業者へ個別に案内します。
- ※7 管理者の住所変更の場合、提出不要です。

変更届出 提出資料一覧(地域密着型介護老人福祉施設)

			業者 (法人)		事業所					人員				利用	専	利用	協力
		名称・所在地・代表者	電話番号・FAX番号	名称	所在地	メールアドレス電話番号・FAX番号	(住所含む)管理者に関する変更	医師の変更※1	生活相談員の変更※1	介護職員・看護職員の変更※1	栄養士の変更※1	機能訓練指導員の変更※1	介護支援専門員の変更	巴科 金	用区画	用定員	刀医療機関の変更
事前	事前相談 (変更日までに事前資料の提出と変更承認が必要です)			要	要									要	要	要	
提	利用者への通知文等、案内方法がわかるもの			0	0									0			
出資	料金算出根拠資料													0			
料	事業所(施設)の平面図(参考様式2) ※専用区画変更の場合は変更前も添付				0										0	0	
	変更届出書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申請書付表			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0
	土地・建物に係る権利関係を明らかに することができる書類の写し(法人が所有する場合) 賃貸借契約書の写し(賃貸借契約による場合)				0												
	直近の登記事項証明書の写し	0															
	勤務一覧表(変更日から4週間分)(参考様式1)						0%7	0	0	0	0	0	0			0	
	生活相談員として認められる資格証の写し※2※3								0								
提	看護師・准看護師の資格証の写し※2									0							
出	栄養士の資格証の写し※2										0						
資料	機能訓練指導員として認められる資格証の写し※2※4											0					
	介護支援専門員の資格証(修了証)の写し※2												0				
	介護支援専門員の氏名及びその登録番号(参考様式6)※5												0				
	居室面積等一覧表(参考様式7)				0										Δ		
	運営規程及び新旧対照表	Δ	Δ	0	0	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	0		0	Δ
	重要事項説明書及び新旧対照表	Δ	Δ	0	0	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	0		0	Δ
	協定書、連携契約書の写し																0
	その他知多北部広域連合が必要と認めるもの※6	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ

届出書の控え(コピー)は必ず事務所で保管してください。

【アイコン説明】

- 〇・・・必ず提出が必要な書類
- △・・・変更がある場合に必要となる書類
- ※1 6月特例措置あり
- ※2 姓が変わっている場合は、戸籍抄本等の確認書類を添付。
- ※3 ①~⑥のいずれかの資格証(又は終了証)の写し ※新たに就任する方のみ提出
 - ①社会福祉主事任用資格
 - ②社会福祉士
 - ③精神保健福祉士
 - ④介護福祉士
 - ⑤介護支援専門員
 - ⑥保育士
- ※4 ①~②のいずれかの資格証(又は終了証)の写し ※新たに就任する方のみ提出
 - ①理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師若しくはあん摩マッサージ師の資格
 - ②はり師若しくはきゅう師の資格※①の資格を持つ機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務した経験を有することがわかるものも添付
- ※5 事業所に配属されている全ての介護支援専門員について記載してください。
- ※6 該当事業者へ個別に案内します。
- ※7 管理者の住所変更の場合、提出不要です。

変更届出 提出資料一覧

(介護予防訪問介護相当サービス(訪問型サービスA含む))

		事刻(運営	≹者 法人)		事業所			人員		営	利	専	通
		名称・所在地・代表者	電話番号・FAX番号	名称	所在地	メールアドレス 電話番号・FAX番号	(住所含む)管理者に関する変更	関する変更(住所含む)サービス提供責任者に	の変更※1(サービス提供責任者除く) 訪問介護員	業日・営業時間	用料金	用区画	常の実施地域
事	事前相談 (変更日までに事前資料の提出と変更承認が必要です)			要	要					要	要	要	要
前提	利用者への通知文等、案内方法がわかるもの			0	0					0	0		
出資	料金算出根拠資料										0		
料	事業所(施設)の平面図(参考様式2) ※専用区画変更の場合は変更前も添付				0							0	
	変更届出書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申請書付表			0	0	0	0	0	0	0		0	0
	土地・建物に係る権利関係を明らかに することができる書類の写し (法人が所有する場合) 賃貸借契約書の写し (賃貸借契約による場合)				0								
提	直近の登記事項証明書の写し	0											
出	勤務一覧表(変更日から4週間分)(参考様式1)						0%6	0%6	0	0			
資料	サービス提供責任者として認められる資格証の写し※2※3							0					
	訪問介護員として認められる資格証の写し※2※4								0				
	運営規程及び新旧対照表	Δ	Δ	0	0	Δ	Δ	Δ	Δ	0	0		0
	重要事項説明書及び新旧対照表	Δ	Δ	0	0	Δ	Δ	Δ	Δ	0	0		0
	その他知多北部広域連合が必要と認めるもの ※5	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ

届出書の控え(コピー)は必ず事務所で保管してください。

【アイコン説明】

- 〇・・・必ず提出が必要な書類
- △・・・変更がある場合に必要となる書類
- ※1 6月特例措置あり
- ※2 姓が変わっている場合は、戸籍抄本等の確認書類を添付。
- ※3 ①~③のいずれかの資格証(又は終了証)の写し ※新たに就任する方のみ提出
 - ①介護福祉士
 - ②社会福祉士及び介護福祉法第40条第2項の指定を受けた学校又は養成施設において6月以上介護福祉士として
 - 必要な知識及び技能を習得したことがわかる書類
 - ③介護職員基礎研修課程又は1級課程
- ※4 ①~③のいずれかの資格証(又は終了証)の写し ※新たに就任する方のみ提出
 - ①介護福祉士
 - ②介護員養成研修(都道府県知事知事が行うもの又は、都道府県知事が指定する者の行う研修であって、厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの)
 - ③生活援助従業者研修
- ※5 該当事業者へ個別に案内します。
- ※6 住所変更の場合、提出不要です。

変更届出 提出資料一覧

(介護予防通所介護相当サービス(通所型サービスA含む))

			業者		事業所				人員			サ営	利	専	利	通
		名称・所在地・代表者	電話番号・FAX番号	名称	所在地	メールアドレス 電話番号・FAX番号	(住所含む)管理者に関する変更	生活相談員の変更※1	看護職員の変更※1	介護職員の変更※1	機能訓練指導員の変更※1	ビス提供時間 業日・営業時間	用料金	用区画	用定員	常の実施地域
事前	事前相談 (変更日までに事前資料の提出と変更承認が必要です)			要	要							要	要	要	要	要
提	利用者への通知文等、案内方法がわかるもの			0	0							0	0			
出資	料金算出根拠資料												0			
料	事業所(施設)の平面図(参考様式2) ※専用区画変更の場合は変更前も添付				0									0	0	
	変更届出書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申請書付表			0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0
	土地・建物に係る権利関係を明らかに することができる書類の写し(法人が所有する場合) 賃貸借契約書の写し(賃貸借契約による場合)				0											
	直近の登記事項証明書の写し	0														
提出	勤務一覧表(変更日から4週間分)(参考様式1)						0%6	0	0	0	0	0			0	
資	生活相談員として認められる資格証の写し※2※3							0								
料	看護師・准看護師資格証の写し※2								0							
	機能訓練指導員として認められる資格証の写し※2※4										0					
	運営規程及び新旧対照表	Δ	Δ	0	0	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	0	0		0	0
	重要事項説明書及び新旧対照表	Δ	Δ	0	0	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	0	0		0	0
	その他知多北部広域連合が必要と認めるもの ※5	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ

届出書の控え(コピー)は必ず事務所で保管してください。

【アイコン説明】

〇・・・必ず提出が必要な書類

△・・・変更がある場合に必要となる書類

- ※1 6月特例措置あり
- ※2 姓が変わっている場合は、戸籍抄本等の確認書類を添付。
- ※3 ①~⑥のいずれかの資格証(又は終了証)の写し ※新たに就任する方のみ提出
 - ①社会福祉主事任用資格
 - ②社会福祉士
 - ③精神保健福祉士
 - ④介護福祉士
 - ⑤介護支援専門員
 - ⑥保育士
- ※4 ①~②のいずれかの資格証(又は終了証)の写し ※新たに就任する方のみ提出
 - ①理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師若しくはあん摩マッサージ師の資格
 - ②はり師若しくはきゅう師の資格※①の資格を持つ機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務した経験を有することがわかるものも添付
- imes 5 該当事業者へ個別に案内します。
- ※6 管理者の住所変更の場合、提出不要です。

B. 加算・減算に関わる届出

通常の加算

新たに加算を算定・加算率に変更(I→II等)・取り下げがある場合、 電子メール or 郵送で必要書類の提出をしてください。

1 必要書類

書類一覧(P17~23)に記載されている項目をご覧ください。

※現在、当広域連合が指定しているサービス(介護予防訪問介護相当サービス以外)のみ掲載しています。

2 届出期限

届出期限の日が休日の場合は、その直前の営業日までに届出が必要となります。

- ※下表の期限は、算定される単位数が増えるものに限ります。
- ※算定要件を満たせなくなった場合は、速やかに、

取り下げまたは**下位区分への変更** (特定事業所加算 I → II 等) の届出をしてください。

サービス種別	届出期限	算定開始月
◆ 居宅介護支援	毎月	翌月
◆ 地域密着型通所介護◆ (介護予防)認知症対応型通所介護	15日以前	** /7
◆ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護	毎月	翌々月
◆ 介護予防通所介護相当サービス	16日以降	37 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
◆ (介護予防)認知症対応型共同生活介護	月の 初日	当該月
◆ 地域密着型特定施設入居者生活介護◆ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	初日以外	翌月

例

10月から新たに加算を算定したい場合、

「地域密着型通所介護」は9月15日まで

「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」は10月1日までに届出が必要です。

居宅介護支援

2023.1.1現在

知多北部広域連合

加算取得における必要書類一覧【居宅介護支援】

※ 条件によって追加の書類が必要となる場合もあります。

※ 加算に係る届出に伴い、運営規程や介護支援専門員の員数等に変更がある場合は、変更に係る届出も期日(変更日から10日以内)までにご提出ください。

※ 届出の控え(コピー)は必ず事業所で保管してください。

●印の書類は、加算を取り下げる場合には不要です。

※ 届出の控え(コピー)は必ず事業所で保管してください。	0			●印の書類は、江	●印の書類は、加算を取り下げる場合には不要です。	には个要です。
	情報通信機器等の 活用等の体制 (居宅介護支援費Ⅱ)	特定事業所加算 I·I·II	特定事業所加算 A	特定事業所医療 介護連携加算	ターミナルケアマネジメント加算	LIFEへの登録
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 <地域密着型・居宅介護支援事業用>	0	0	0	0	0	0
【別紙1】 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅介護支援)	0	0	0	0	0	0
【別紙10-3】 特定事業所加算(1)~(11)・特定事業所医療介護連携加算・ ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書		0		0	0	
【別紙10-4】 特定事業所加算(A)に係る届出書			0			
【別紙10-5】 情報通信機器等の活用等の体制に係る届出書	0					
従業者の勤務の体制及び勤務形態―覧表 ※算定開始日から4週間分の予定がわかるもの		•	•			
介護支援専門員証及び主任介護支援専門員研修証書の写し ※婚姻等により姓が異なる場合は戸籍謄本等の写しなど確認が できる書類も添付		•	•			
実務研修実習受入協力事業所登録申請書の写し(受付印のあるもの)または登録済証の写し		•	•			

地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービス

2023.1.1現在

知多北部広域連合 LIFEへの登録 ▲印の書類は、加算を取り下げる場合には不要です。△印の書類は、該当しない場合には不要です。 ⊲ ⊲ ⊲ ⊲ サーバス旅弁を 協行指揮 I・ロ・日 ⊲ ⊲ 0 • ◁ ⊲ • ⊲ ⊲ ⊲ ⊲ 口腔機能向上加算 州 ⊲ ⊲ ⊲ 米線アセスメント 加算・米線改能 加算 ⊲ ⊲ ⊲ ⊲ • 若年性認知症 利用者受入加算 ⊲ ⊲ ◁ ⊲ 生活機能向上連携 加算 I・I ⊲ ⊲ ⊲ • ⊲ 機械所能信加算の 単出 0 0 介護 予防通所介護相当サービス 選択的サービス複数実施加算 0 0 運動器機能向上加算 0 0 • 生活機能向上 グループ活動加算 0 0 0 0 0 • • ADL維持等加算の 申出 0 0 個別機能診験加算 I イ・I ロ 0 加算取得における必要書類一覧 (地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービス) ※ 新門に多高田に伴い運営規程等に変更事がある場合は変更係る配出も期日後更かり10日が内までに選出ください。 ※ 翻訳を気温ビーンはあず事所で発足してきたい。 0 • • 地域密着型通所介護 中重度者ケア体制 加算 0 0 0 • 入浴介配加算 I·I 0 0 生活相談員配置等加算 0 0 0 • • 郡臨湖版ヤーバス 存置 0 0 • **従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表** ※算定開始日から4週間分の予定がわかるもの 資格者証の写し ※婚姻等により姓が異なる場合は戸籍謄本等 の写しなど確認ができる書類も添付 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 <地域密着型・居宅介護支援事業用> 【別紙36】 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 <介護予防・日常生活支援総合事業用> 【別紙38】 サービス提供体制強化加算に関する届出書 【別紙1-3】 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 【別紙1-4】 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 委託契約書等の連携を証する書類の写し 認知症介護実践者研修等の修了証の写し [別紙27] 生活相談員配置等加算に係る届出書 【別紙28-1】 中重度者ケア体制加算に係る届出書 サービス提供体制強化加算 計算書 【別紙28-2】 利用者の割合に関する計算書 【別紙29-2】 利用者の割合に関する計算書 【別紙29-1】 認知症加算に係る届出書 美務経験証明書 事業所平面図

(介護予防)認知症対応型通所介護

2023.1.1現在

知多北部広域連合

●▲印の書類は、加算を取り下げる場合には不要です。

加算取得における必要書類一覧【(介護予防)認知症対応型通所介護】

※ 条件によって追加の書類が必要となる場合もあります。※ 加算に係る届出に伴い、運営規程等に変更事項がある場合は、変更に係る届出も期日(変更日から10日以内)までにご提出ください。

※ 届出の控え(コピー)は必ず事業所で保管してください。

※ ユルサドにル、の周山に下で、塩白がイルまで「女女+タイス゚の)の。※ 届出の独え(コピー)は必ず事業所で保管してください。	なさらを約11で、8人に戻り番目できて、8人によってはあることでは、8人だした。「人だして。	で変している。		H37.9 CICL 18.				●中で	Apole 対象、が発されている。 ▲印の書類は、該当しない場合には不要です。	い場合には不要	١ ١ ٢ ٠ ٠ ٠ ٢ ٠ ٢ ٠ ٢ ٠ ٢ ٠ ٢ ٢ ٢ ٢ ٢ ٢ ٢	
	時間延長サービス体制	入浴介助加算 I·I	生活機能向上連携 加算 I・II	個別機能訓練加算	ADL維持等加算の 申出	若年性認知症 利用者受入加算	栄養アセスメント 加算・栄養改善 加算	口腔機能向上加算	科学的介護推進体制加算	サービス提供体制 強化加算 I・I・II・II	LIFEへの登録	
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 <地域密着型・居宅介護支援事業用>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
【別紙1-3】 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(///
[別紙38] サービス提供体制強化加算に関する届出書										0		<u>~</u>
サービス提供体制強化加算 計算書										•		У
従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ※算定開始日から4週間分の予定がわかるもの	•		•	•			•	•		•		, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
資格者証の写し ※婚姻等により姓が異なる場合は戸籍謄本等 の写しなど確認ができる書類も添付				•			•	•		•		
実務経験証明書										•		
事業所平面図		● ※浴室の状況が わかるもの										1 12
委託契約書等の連携を証する書類の写し			•				4					

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護

2023.1.1現在

知多北部広域連合

●▲印の書類は、加算を取り下げる場合には不要です。 ▲印の書類は、該当しない場合には不要です。

加算取得における必要書類一覧【(介護予防)小規模多機能型居宅介護】

※ 条件によって追加の書類が必要となる場合もあります。

※ 加算に係る届出に伴い、運営規程等に変更がある場合は、変更に係る届出も期日(変更日から10日以内)までにご提出ください。※ 届出の控え(コピー)は必ず事業所で保管してください。

LIFEへの登録	0	0									
科学的介護推進 体制加算	0	0									
サービス提供体制 強化加算	0	0		0	•			•	•	•	
総合マネジメント 体制強化加算	0	0				0					
訪問体制強化加算	0	0					0	•			
看取り連携 体制加算	0	0	0								•
看護職員配置加算	0	0						•	•		
若年性認知症 入所者受入加算	0	0									
短期利用型	0	0						•			
	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 <地域密着型・居宅介護支援事業用>	[別紙1-3] 介護給付費算定に係る体制等状況-覧表	[別紙9-6] 看取り連携体制加算に係る届出書	[別紙12-5] サービス提供体制強化加算に関する届出書	サービス提供体制強化加算 計算書	【別紙31】 総合マネジメント体制強化加算に係る届出書	【別紙33】 訪問体制強化加算に係る届出書	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ※算定開始日から4週間分の予定がわかるもの	資格者証及び必要な研修修了証の写し ※婚姻等により姓が異なる場合は戸籍謄本等 の写しなど確認ができる書類も添付	実務経験証明書	看取り期における対応方針

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

2023.1.1現在

知多北部広域連合

●▲印の書類は、加算を取り下げる場合には不要です。

加算取得における必要書類一覧 【(介護予防)認知症対応型共同生活介護】

※ 条件によって追加の書類が必要となる場合もあります。※ 加算に係る届出も期日(変更日から10日以内)までにご提出ください。

※ 届出の控え(コピー)は必ず事業所で保管してください。

LIFEへの登録 0 0 ▲印の書類は、該当しない場合には不要です。 科学的介護推進 体制加算 0 0 サーバス振供体制 強行哲算 0 0 0 • • ◀ ◀ 認知症専門ケア 加算 0 0 0 • • 医療連携体制加算 0 0 0 • • • 看取り介護加算 0 0 0 • 入院期間中の体制 0 0 若年性認知症 入所者受入加算 0 0 夜間支援体制加算 0 0 0 • 身体拘束廃止取組 の有無 0 0 夜間勤務条件基準 0 0 0 **従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表** ※算定開始日から4週間分の予定がわかるもの 資格者証及び必要な研修修了証の写し ※婚姻等により姓が異なる場合は戸籍謄本等 の写しなど確認ができる書類も添付 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 <地域密着型・居宅介護支援事業用> 【別紙12-6】 サービス提供体制強化加算に関する届出書 【別紙1-3】 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ・重度化対応方針 ・24時間連絡できる体制がわかるもの ・医療連携契約書の写し サービス提供体制強化加算 計算書 [別紙26] 認知症専門ケア加算に係る届出書 【別紙34】 夜間支援体制加算に係る届出書 【別紙35】 医療連携体制加算に係る届出書 ・看取りに関する指針 ・職員研修実施計画書 ・看取りに関する計画書・同意書 【別紙9-7】 看取り介護加算に係る届出書 実務経験証明書

地域密着型特定施設入居者生活介護

2023.1.1現在 知多北部広域連合

加算取得における必要書類一覧【地域密着型特定施設入居者生活介護】

※ 条件によって追加の書類の必要となる場合もあります。※ 加算に係る届出に伴い、過営規程等に変更がある場合は、変更に係る届出も期日(変更日から10日以内)までにご提出ください。※ 届出の序式(コピー)は必ず無業所で保事してください。

※ 条件によって追加の番類が必要となる場合もあります。 ※ 加算に係る届出に伴い、通営規程等に変更がある場合は、変更に係る届出も期日(変更日か※ 届出の控え(コピー)は必ず華業所で保管してください。	あります。 ちる場合は、変更に1 ください。	係る届出も期日(変勇	夏日から10日以内.	ら10日以内)までにご提出ください。	さい。						●本印の書	類は、加算を取り書類は、該当した	▲印の書類は、加算を取り下げる場合には不要です。▲印の書類は、該当しない場合には不要です。	不要です。 です。
	短期利用型	身体拘束廃止取 組の有無	入居継続支援 加算	テクノロジーの 導入 (入居継続支援 加算)	生活機能向上連携加算	個別機能訓練加算	ADL維持等加算 (申出)の有無	夜間看護体制 加算	若年性認知症 入所者受入加算	看取り介護加算	認知症専門ケア加算	サービス提供体制強化加算	科学的介護推進体制加算	LIFEへの登録
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書< 土地域密着型・居宅介護支援事業用>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
[別紙1-3] 介護給付費算定に係る体制等状況—寬表	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
[別紙9] 夜間看護体制加算に係る届出書								0						
[別紙9-5] 看取り介護加算に係る届出書										0				
[別紙12-6] サービス提供体制強化加算に関する届出書												0		
サービス提供体制強化加算 計算書												•		
[別紙20] 入居継続支援加算に関する届出			0											
【別紙20-2】 テク/ロジーの導入による 入居継続支援加算に関する届出書				0										
【別紙26】 認知症時門ケア加算に係る届出書											0			
従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ※算定開始日から4週間分の予定がわかるもの	•		•	•		•		•			•	•		
資格者証及び必要な研修修了証券の写し ※婚姻等により姓が異なる場合は戸籍謄本等 の写しなと確認ができる書類も添け			•	•		•		•			•	•		
												4		
委託契約書等の連携を証する書類の写し					•									
・重度化した場合における対応に係る指針・24時間連絡できる体制がわかるもの								•						
・看取りに関する指針 ・職員研修実施計画書 ・看取りに関する計画書・同意書										•				
・身体拘束等適正化のための指針 ・身体拘束等適正化のための委員会及び研修の 計画		•												

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

型 型	I J																							
2023.1.1現在 知多北部広域連合			0	0																				
日 保		英学的介護推奨体限范棻	0	0																				
	こは不要です 不要です。	サーブス選供体配徴化起算	0	0				0	•								•	•	•					
	J下げる場合 ない場合には	安坐技術存配	0	0														•						
	●▲印の書類は、加算を取り下げる場合には不要です。 ▲印の書類は、該当しない場合には不要です。	自立支機促進加算	0	0																				
	●▲印の書類 ▲印の書	排せつ支援加算	0	0																				
		帰瘡マネジメント加算	0	0										0										
		認知症専門ケア加算	0	0											0		•	•						
		在宅・入所者相互利用体制	0	0																				
		看取り介護加算	0	0		0																•		
		配體医療療療療療	0	0								0									•			
		泰徵包石算	0	0																				
		栄養マネジメント強化体制	0	0			0										•	•						
		除害者生活支援精神科医脐定期的继续指導常能動性医療性性疾病	0	0													•	•						
		入所者受入加算若年性認知症	0	0																				
		(由出)の有無 ∢口→維持等加算	0	0																				
		假別機能訓練和算	0	0													•	•						
		- 生活機能向上運搬加算	0	0																•				
		(夜勤職員配置加算) テクノロジーの導入	0	0									0				•							
		校路議員記載 V N N N N N N N N N N N N N N N N N N N	0	0													•	•						
	202	I · II 衛體体影紅紅	0	0	0												•	•						
	でにい歯狂くだ	(日常生活機器支援加算) テクノロジーの導入	0	0							0							•						
活介護】	ら10日以内)ま	田常生活業線支援加算	0	0						0								•						
2.入所者生	湖日(変更日か	米旌の有無栄養ケア・マネジメント	0	0			0											•						
人福祉施設	頭に係る属出も	安全管理体制	0	0																				4
型介護老	んある場合は、翌	身体拘束廃止取組の有無	0	0																			•	
【地域密幕	あります。 PPI具等に変更な ごださい。	夜間懿務条件基準	0	0													0							
加算取得における必要書類一覧【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】	※ 条件によって近のの間が分割となる場合ようじます。 ※ 新聞におる配比には、過度機能やが高速器を開発に変更がある場合は、変更に係る配比を創用(変更目から)0日以内)までにご提出さざさい。 ※ 新加力器とこことは多字事業所で発生してきごい。		介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 <地域密着型・居宅介護支援等第用>	[別版1-3] 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	(別第9-3] 編版体制加賀に係る周出職	復展9-4】 看取り介護加算に係る属出書	労扱11] 栄養マネジメント体制に関する属出書	[別版12-4] サービス提供体制強化加算に関する属出書	サービス提供体制強化加算 計算書	[別集16] 日常生活線終改援加算に関する原出書	[別版16-2] テクノロジーの導入による 日常生活維修支援が算に関する届出書	[別版2]] 配置医路紫参考対応加算に係る原式書	(別版22) テクノロジーの導入による後勤戦員配置加算に 係る脳出書	(別紙23) 機能でネジメントに関する偏比書	[別紙26] 認知症専門ケア加算に係る 属出書	(別城34) 夜間支援体制加弾に係る届出書	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ※算定開始日から4週間分の予定がわかるもの	関格者証及び必要な研修修了証券の写し ※婚姻等により姓が異なる場合は戸籍謄本等 の写しなと確認ができる書類も添行	実務経験証明書	変託契約書等の連携を証する書類の写し	・配置医師等との取り決め内容の写し ・24時間対応の体制がわかるもの	・希取りに関する指針 ・雑馬研修実施計画書 ・着取りに関する計画書・同意書	・身体的球等進正化のための指針 ・身体的球等速正化のための委員会及び研修の 計画	・事故発生坊止のための指針 ・事故発生坊止のための委員会及び研修の計画

処遇改善関係の加算

介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算を 算定する場合、

<u>毎年度、加算の届出及び計画書、実績報告書の提出</u>が 必要です。

▲参考ホームページはこちら

1 必要書類

書類一覧(P25)に記載されている項目をご覧ください。

2 届出期限

届出期限の日が**休日の場合**は、その直前の営業日までに届出が必要となります。

内容	届出期限	算定開始月
ケータ	算定する年度の	4月
年度の 全期間 で算定	前年度の2月末日	(3月終了)
年度の冷中から 第字	算定する月の	翌々月
年度の 途中から 算定 	前々月の末日	(3月終了)
	算定する前月の	翌月
 加算率の 変更 (Ⅱ→Ⅰ等)	15日以前	笠月
川昇学の友史(エラエ寺)	算定する月の前月の	翌々月
	16日以降	五〈万
実績報告	最終の加算の支払いが	
※年度途中で算定しなくなった	あった月の	_
場合も同様	翌々月の末日	

例

令和5年3月まで算定された場合は令和5年5月に支払いがあるため、 令和5年**7月末日**が提出期限となります。

介護職員処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算の申請に必要な添付書類一覧

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合があります。 また、随時見直しを行っておりますので、書類を提出される際には再度知多北部広域連合のホームページをご確認ください。

△印は内容に変更がある場合等必要な場合に提出する書類

届出区分	加拿	章届			が合いるで		る場合寺	必要な場	合に提出 実績	報告
届出内容 提出書類	(算定月から2ヶ月前の末日期限)新規届出分 ※1	※新規届出の翌年度から毎年度必要定期届出分(毎年度2月末期限)	※介護職員の処遇に関する改正に限る就業規則	※加算率は変更無しの場合 I・I・職場環境等要件間の適用変更キャリアパス要件の	(例・処遇改善加算ⅡからⅠの変更)加算率の変更	事業所数の増減	法人の合併 ※2	介護職員の賃金水準を引き下げる場合	※新規届出の翌年度から毎年度必要定期報告分(毎年度7月末期限)	随時報告分(事業廃止分)
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ※事業所番号ごとに作成してください。	0	0			0					
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ※事業所番号ごとに作成してください。	0	0			0					
【別紙様式2-1】 介護職員処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算 処遇改善計画書(令和○○年度届出用)	0	0	Δ	0	0	0	0	0		
【別紙様式2-2】 介護職員処遇改善加算(施設·事業所別個表)	0	0	Δ	0	0	0	0	0		
【別紙様式2-3】 介護職員等特定処遇改善加算(施設・事業所別個表)	0	0	Δ		0	0	0			
【別紙様式2-4】 介護職員等ベースアップ等支援加算(施設・事業所別個表)	0	0	Δ			0	0			
【別紙様式4】 変更に係る届出書			0	0	0	0	0	0		
【別紙様式5】 特別な事情に係る届出書								0		
就業規則及び給与規程の写し 注)処遇改善加算 I・II 以外を算定する場合は、変更がなければ不要	0		0	Δ	0		0	0		
キャリアパス要件 I 又はⅢの確認書類 ※キャリアパス要件 I 及びⅢの双方に非該当の事業所は不要 ※就業規則及び給与規程で要件の適合が確認できる場合は不要	0			Δ	Δ					
キャリアパス要件Ⅱに係る計画書 ※キャリアパス要件Ⅱに非該当の事業所は不要	0			Δ	Δ					
労働保険に加入していることが確認できる書類 ※労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等 ※新規事業所の場合は、手続き完了後速やかに提出してください。	0						0			
就業規則等の新旧対照表			0					0		
【別紙様式3-1】 介護職員処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算 実績報告書(令和○○年度届出用)							0		0	0
【別紙様式3-2】 介護職員処遇改善実績報告書·介護職員等特定処遇改善加算実績報告書 (施設·事業所別個表)							0		0	0
【別紙様式3-3】 介護職員等ベースアップ等支援実績報告書 (施設・事業所別個表)							0		0	0

^{※1} 既に届出済みの法人に一事業所を追加する場合の介護職員処遇改善計画書の作成方法は、 ①追加する一事業所のみの作成 ②追加事業所を含む法人全体の事業所分としての作成のどちらでも可能です。

^{※2} 合併までの実績報告及び合併後の処遇改善計画書が必要です。

特定事業所集中減算

毎年度2回、居宅介護支援事業所が作成した居宅サービス計画について判定し、 対象サービス(訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与)について、

同一法人の事業所の割合が80%を超える場合、

正当な理由の有無にかかわらず、

知多北部広域連合へ届け出る必要があります。



▲参考ホームページはこちら

1 必要書類

紹介率が80%を超えたサービスが 一つでもあった場合

- ①「特定事業所集中減算届出書」
- ②「特定事業所集中減算届出書に係る計算書」
- ③ その他必要となる書類 を電子メールor郵送で提出

前回届出をしたが、 今回は80%を超えるサービスが なかった場合



届出は不要

※①②は5年間保存すること。

減算となる場合 or 減算でなくなる場合



- ①「特定事業所集中減算届出書」
- ②「特定事業所集中減算届出書に係る計算書」
- ③「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」
- ④「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」 を電子メールのr郵送で提出

紹介率が80%を超えたサービスが なかった場合



届出は不要

※①②は5年間保存すること。

※ 計算期間途中で新たに開設または再開した事業所についても、計算書を作成し、必要であれば知多北部広域連合へ届け出てください。 ※ 廃止または休止の事業所については、計算書の作成や届出が必要ない場合がありますのでご相談ください。

2 届出期限

届出期限の日が休日の場合は、その直前の営業日までに届出が必要となります。

内容	届出期限	減算適用期間
〔前期〕		当年度
前年度3月1日から	9月15日	10月1日から
当年度8月末日まで		3月31日
〔後期〕		次年度
当年度9月1日から	3月15日	4月1日から
当年度2月末日まで		9月30日まで

加算の届出の注意ポイント

- ◆ 加算の算定・加算率変更に伴い、勤務体制や運営規程等に 変更が生じる場合、変更届の提出も必要になります。(P4参照)
- ◆ 加算を算定する場合、利用者への案内及び同意書を作成してください。
- ◆ 期限までに必要書類が整わない場合、加算の算定が認められません。
- ◆ 指定基準に定められた介護職員等を配置していない場合など、 減算対象の体制となった際は、**減算の届出**をしてください。

介護報酬の返還

加算の算定要件について認識に誤りがあると「介護報酬の全額返還」もあり得ます。 算定要件の解釈に悩んだ場合には、 知多北部広域連合へご相談ください。

C. 宿泊サービス事業の届出

地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、介護予防通所介護相当サービスにおいて、<u>営業時間外に必要な介護及び宿泊を伴うサービス(以下「宿泊サービス」という</u>を提供する場合、「愛知県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービス事業の指針」に準じ、<u>サービスの提供開始前に</u>知多北部広域連合へ届出が必要です。

1 届出方法

事前連絡した上で、以下の書類を知多北部広域連合まで持参してください。

- 図必要書類

- □ 指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する届出書
- □ 事業所の平面図(任意様式可)
- □ 宿泊室を写した写真(任意様式可)

2 届出期限

内容	届出期限
開始する場合	サービスの提供開始前
届出内容に変更があった場合	変更後 10日以内
廃止または休止する場合	廃止または休止する日の 1月前 まで
再開する場合	サービスを再開する前

3 その他

本届出に係る事務の取扱い事項は、愛知県の取扱いに準じています。 愛知県高齢福祉課介護保険指定・指導グループのホームページを参考にしてください。



D. 訪問介護の回数が多いケアプランの届出

居宅介護支援事業所において、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、<u>訪問介護における生活援助中心型サービスの利用回数が基準回数以上(★)の居宅サービス計画書等について、知多北部広域連合への届出が必要となります。</u>

届出された居宅サービス計画書等については、地域ケア会議で検討します。

なお、居宅サービス計画書等を作成した介護支援専門員に対し、内容についての照会や地域 ケア会議でご説明いただく場合があります。

また、給付実績により未届出であることを確認した場合等には届出を求めることがあります。

★厚生労働省が定める回数

訪問介護の回数(1月あたり)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準回数	27回	34回	43回	38回	31回

[※]上記回数には、身体介護に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合(生活援助加算)の回数を含みません。

1 届出方法

以下の書類を知多北部広域連合給付係宛に郵送 or 持参してください。

図必要書類	(用紙はA4	4サ1	「ズに統一)

- □ 訪問介護(生活援助中心型)の回数が多いケアプランの届出書
- □ アセスメント表の写し
- □ 居宅サービス計画書「第1表」~「第7表」の写し
 - ▶「第1表」は利用者へ交付し署名があるもの。
 - ▶「第5表」は生活援助中心型の訪問介護を位置付けた理由を 記載したページのみの提出で可。
- □ 訪問介護計画書の写し
 - ▶ 訪問介護事業所から提供を受けたもの。
 - ※個人情報(氏名、生年月日、住所等)は一部または全部をマスキングしてください。
 - ※被保険者番号、事業所番号、事業所名等はマスキングしないでください。

2 届出期限

当該ケアプランを<u>交付(作成・変更)した月の翌月末</u>まで

※一度検証したケアプランの次回の届出は一年後でよいものとします。

3 注意事項

平成30年10月1日より前に、生活援助中心型サービスの利用回数が基準回数以上の居宅サービス計画書が作成されている場合であっても、平成30年10月1日以降、計画の変更または更新で、生活援助中心型サービスの利用回数が基準回数以上の居宅サービス計画書を作成したときは、届出が必要になります。

※平成30年10月1日より前に作成した居宅サービス計画書に記載の利用回数と変更がない場合であっても、利用回数が基準回数以上の居宅サービス計画であれば届出が必要です。



3. 事故等発生時の報告の取扱い

サービスの提供により事故が発生した場合には、利用者家族や利用者に係る居宅介護支援事業所等の他、知多北部広域連合及び関係市町村への報告が必要です。

報告の取扱いについては、愛知県の示す標準例に準じています。

▶ 詳細は<u>こちら</u>を確認してください。

1 報告が必要な事故

報告事項	内容	例				
		・転倒による骨折				
ケガ又は死亡事故	医師の診断を受け、	・誤嚥による窒息				
	処置等の必要が生じたもの	・誤薬による受診				
		・ケガはないがトラブルに発展				
食中毒及び感染症	事業所内で感染症が発生	疥癬、インフルエンザ等				
職員の法令違反等	利用者の処遇に影響があるもの	利用者からの預かり金の				
「	利用有の処理に影音があるもの	横領等				
その他	報告が必要と認められるもの	利用者の保有する財産の				
C V/IE		滅失等				

2 報告方法

- ◆ 別紙事故報告書の様式に可能な限り記載の上、遅くとも5日以内に第一報を報告
- 2 その後の経過について、順次報告
- ❸ 再発防止策をまとめ、事故処理の区切りがついたところで最終の報告

3 報告先

- ① 被保険者の属する保険者(市町村)
- 2 事業所が所在する保険者(市町村)

例

東海市にある事業所が大府市在住利用者の事故報告をする場合、

報告

- ①知多北部広域連合(給付係)
- ②大府市(高齢障がい支援課)
- ③東海市(高齢者支援課)

31

事故報告書 (事業者→知多北部広域連合・事業所が所在する市町)

続報の場合、第〇報または最終報告
※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速を加工をある。第〇報または最終報告 ※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速 にチェックしてください。
※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は にチェックしてください。

		第1報		第	_報 		最終報告]	提出日	:西暦	2023年 1	月 17日
1事故	事故状況の程度	受診(外来・往診)、目施設で応急 □ 処置			施設で応急	■ 入院			死亡		その他(,)
状況	死亡に至った場合 死亡年月日	西暦		年		月		日					
2	法人名	〇〇株式	会社										
事業所の概要	事業所(施設)名	グループホーム〇〇							事業所番号		23000	0000	
	サービス種別	認知症対応型共同生活介護							電話番号		000-00	0-0000	
	所在地	○○市○○町○○丁目○○番地							追加項目			<u> </u>	
	氏名・年齢・性別	氏名	氏名 広域 太郎 年齢 80						忘れず	こ記入	好性	くたこ	美性 。
	生年月日・被保険者番号	西暦	1942	年	12	月	26	日	被保険者番号		0000123	456	
	サービス提供開始日	西暦	2020	年	5	月	20	日	保険者		知多北部	広域連合	
3 対	住所		事業所所在地	と同じ		その他	()
象 者	身体状況		要介護度		□ 要支援1	□ 要支援2	□ 要介護1	□ 要介護2	■ 要介護3	□ 要介護4	□ 要介護5	自立	
			認知症高齢者 3常生活自立度	Ē	I	□ II a	■ II b	□ IIIa	□ III b	□ IV	□ M		
	発生日時	西暦	2023	年	1	月	17	日	12	時	40	分頃(24距	寺間表記)
			居室(個室)			居室(多	· 床室)		トイレ		廊下	-	
	発生場所	•	食堂等共用部			浴室・脱	衣室		機能訓練室		施設敷地	内の建物外	
		□ 敷地外 □ その他()					
4							□ 不明						
事	事故の種別		転落		□ 誤薬、与薬もれ等			□ その他()	
故 の			誤嚥・窒息			医療処置	置関連(チュ-	-ブ抜去等	[)				
概要		昼食後、椅子から立ち上がり歩いてトイレに移動しようとしたところ、近くのテーブルから出ていた椅子の脚につまづき転倒。介 護職員は、別の利用者の食事介護の対応をしていた。転倒直後に右足の痛みを訴えられた。右足鼠径部に膨張あり。											
	特記すべき事項							ご家	族への	報告》	況(417,	誰に
5 事 故	発生時の対応	血圧:10 12:55	: 55 救急車を電話で呼ぶ ************************************					発生	伝えた 時の対 適宜記	応や6	事故	発生	後の状
発 生	受診方法	受診 口 施設内の医師(配置医含む)が対応 ロ (外来・往							■ 救急搬送 □ その他 ()				
時の	受診先	医療	療機関名		00	病院		連絡先	(電話番号)		0000-0	0-0000	
の 対	診断名												
応	沙熊市泰		切傷・擦過傷		打撲・捻挫	・脱臼	•	骨折(部位	ι:	右大腿部			
	診断内容 		その他()	
	検査、処置等の概要	0/2	△退院予定										

6 事	利用者の状況	普段は独歩。最近ふらつくことがあったため、靴をきちんと履いているかの確認を行うこと、トイレ等、移動時は声らい、付き添いすることとしていた。 ご家族に電話し救急搬送したことを伝える。病院で合流し、施設職員と共に医師の説明を受ける。ご家族に転倒の状態であった。									
生後の	家族等への報告	報告した家族寺の 続柄	■ 配偶者			、子の配偶	者		その他()
		報告年月日	西暦	2023	年	1	月	17	日		
	連絡した関係機関 (連絡した場合のみ)	□ 他の自治体 自治体名(□ その他名称 ()		
	本人、家族、関係先等 への追加対応予定	■ なし (できるだり	■ なし □ あり(内容を9その他特記すべき事項に記載すること)								
	の原因分析 要因、職員要因、環境要因	・テーブルが ・普段からの ・移動・移動 らず、転倒へ	から出てい ○物静かで €動作は見 への対応か	でできなかった。 で記載すること) で記載すること)	に声掛ける いを行って 。				倒に対応で	ごきる場所に耶	戦員を配置してお
	防止策 変更、環境変更、その他の 止策の評価時期および結果)対応、 後日、第2 ¹	?報として	報告予定。 〈、後日報		る旨を記	5日 合、	以内に後日追	内容が加で執	がかたる	坊止策は まらない場 てください
9 その _行 特記す	他べき事項										